

東区保護課外勤用軽自動車借上（リース）契約案件に係る質問回答書

令和8年7月16日

1 納入について

・納入期限は令和8年9月30日までとなっているが、借受台数13台（ガソリン車10台、ハイブリッド車3台）をすべて一括納入するのか。

（回答）

・駐車スペースに限りがあることから、同日一括納入を想定しております。

2 代車対応時の賃料

・「納車できない場合は契約車両と同等代車にて対応すること」とあるが、代車期間中のリース料（賃貸借料）は本来の契約金額と同額が支払われるという認識でよいのか。

（回答）

・お見込みのとおりです。

3 メンテナンス工場の指定・範囲

・メンテナンス工場等への入庫について、車両所有者が行うことと記載されているが、受注者が自社でない提携工場に委託する場合は条件不適となるか。

（回答）

車両所有者の責任において実施する場合は問題ありません。

4 タイヤの保管・組替えについて

・交換時、受注者が東区役所（または指定配置場所）へ赴き、その場で脱着作業を行うのか。
もしくは、受注者の指定工場等へ一時的に引き取って作業をするのか。
・また、上記3の質問同様、提携工場等に委託する場合は条件不適となるか。

（回答）

・駐車場のスペースは限られているため、工場等での作業を想定しています。
・提携先に委託する場合の取扱いは3と同様です。

5 ウィンドウウォッシャー液の予備について

- ・使用量等、具体的な本数や量をお示しいただきたい。
- ・当該車両以外への使用も懸念されるが、管理・ガバナンス面はどう運用する予定か。

(回答)

- ・「予備」については、各車両に、ウィンドウウォッシャー液（希釈不要ストレートタイプ等）2Lボトル1本を常時搭載することを想定しております。
（各車両1台1本×13台。年1回程度補充を想定）

・管理・ガバナンス面についての懸念については、本公用車の利用前後に義務付けている「日常点検（運行前点検）」および「運転日誌（走行管理簿）」の記録と合わせて、積載物品（予備ウォッシャー液等）の有無・残量を当課の職員（運行管理者）が定期的に確認・管理いたします。

不適切な持ち出しや他車両への転用が発生しないよう、庁内ルールに基づき厳正に管理・運用いたします。

6 代替車の「同等条件」の定義

- ・車検、点検、修理時に用意する代替車について、仕様書内1～4に定める規格を完全に満たさねばならないか。
（後方ドラレコ省略等の一部装備の省略等は可能か）

(回答)

・代替車についても公務で使用することに変わりはなく、万が一の事故時の安全担保および事故処理の迅速化・証拠保全の観点から、仕様書に定める規格（4WD、軽自動車、ドライブレコーダー前後、冬装備等）を完全に満たす車両を用意していただく必要があります。

一部装備を省略した車両での代替は認められません。

車検・点検の計画的な実施や代替車の事前確保等により、仕様を充足する車両をご用意いただきますようお願いいたします。

7 メンテナンス時の車両引取・返却

- ・車検、点検に係る日程調整、メンテナンス工場等への入庫及び代替車の引渡は車両所有者が行うこととあるが、全ての点検、修理に関して完全納引きが条件か。

(回答)

- ・お見込みのとおりです。

8 契約保証金の免除基準

・契約保証金は、落札決定の翌日から５日以内に納付することと記載があるが、「札幌市契約規則」第２５条にて免除規定がある。
事前の申請により契約保証金の免除規定、運用はあるか。
免除規定の具体的な基準を明示されたい。

(回答)

- ・「札幌市契約規則」第２５条に記載されているとおりです。
事前申請の運用はありません。